

令和元年

第17回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和元年10月3日（木）
開会14時01分 閉会14時23分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 福岡県人事委員会勧告について
- (2) 事務局等職員の人事について

2 議事

第51号議案 福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 中島良博、教育総務部長 木原茂、教育振興部長 上田哲子、
総務企画課長 谷本理佐、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、
高校教育課長 田中直喜 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【城戸教育長】

ただ今から第17回教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。

受付で配布された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。

それでは審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 清家委員が挙手 >

【城戸教育長】

はい、清家委員。

【清家委員】

報告（２）は、人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、清家委員から非公開とする発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員が挙手 >

【城戸教育長】

全員賛成でございます。報告（２）につきましては非公開とします。

これにより、本日の会議は、公開にて、第５１号議案及び報告（１）を審議した後、非公開にて報告（２）を実施することといたします。

それでは、第５１号議案「福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」を田中高校教育課長、お願いします

○第５１号議案 福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

【田中高校教育課長】

説明いたします。

< 田中高校教育課長が資料に沿って説明 >

【田中高校教育課長】

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本議案については可決といたします。

続いて、報告(1)「福岡県人事委員会勧告について」を石橋財務課長お願いします。

○報告(1) 福岡県人事委員勧告について

【石橋財務課長】

去る9月25日、本県人事委員会から県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告が行われましたので、その概要について御報告いたします。

＜石橋財務課長が資料に沿って説明＞

【石橋財務課長】

説明は以上です。よろしくお願いします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問等はありませんか。

【宮本委員】

2ページに意見が記載されておりますが、資料は概要ということなので、実際には具体的な数値等が示されているのでしょうか。

【石橋財務課長】

実際には、「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告」という冊子がございます。この中の意見に関する部分でも具体的な数値は示されてはおりません。考え方、方向性が示されているだけでございます。

【前田委員】

今回の勧告に伴い増加する給与の総額でいくらでしょうか。

【石橋財務課長】

県全体で約14億円程度です。教育委員会だけでは、8億円弱が見込まれております。いずれも、この勧告どおり実施した場合です。

【前田委員】

給料については、今年4月に遡るといっていますが、住居手当は来年4月からという、この違いの理由は何でしょうか。

【石橋財務課長】

人事委員会の勧告は、その年の4月における民間企業と県職員との給与の比較を実施しております。4月の時点で差額が生じているということで4月に遡るという考えをしております。

住居手当について、本県は国に準じて改定を行っております。今回国の公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げるということを国が来年4月1日から実施いたします。本県もそれに準じて来年4月1日で行うというものです。

【清家委員】

今回の勧告により、県全体で14億の人件費の増額ということですが、国からくる予算の増額というものはあるのでしょうか。

【石橋財務課長】

今年度の増額分については、国からの予算増額というものはございません。基本的に職員の給与は県費で負担することとなっております。小中学校の職員については、義務教育費国庫負担法により国が3分の1を負担しております。その3分の1については、本年度増額した給与で算定した国の国庫負担金が入ります。その他については県が負担いたします。

ただし来年度については、人件費等全体の歳出額と歳入額との差引で地方交付税を算定いたします。その算定に当たりましては、職員給与の単価が上がったところで算定されますので、その分交付税が多くなる予定です。

【宮本委員】

1ページの一番下の部分にある、初任給の引き上げと記載されておりますが、具体的には、どのぐらい引き上げられるのでしょうか。

【石橋財務課長】

今回の勧告に関する調査は行政職を対象に行っております。それでは、大学卒の職員は1,700円、高校卒の職員は2,100円引き上げとなっております。

【宮本委員】

教育職は引き上げはないのでしょうか。

【石橋財務課長】

教育職については、行政職の給与に準じておりますので、今回併せて見直していくこととなります。よって相当額が上がるということとなります。

例を挙げますと、教育職給料表（二）が適用される高校教員の大学卒の方につきましては1,900円、教育職給料表（三）が適用される小中学校教員の大学卒の方につきましても1,900円引き上げということになっております。

【宮本委員】

わずかですが、あがりましたということ、採用試験の資料等に記載しておけば、今後も上がる見込みがあるということが言えるのではないかと思います。

【城戸教育長】

他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告を終了いたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴の方は、御退席いただきますようお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○報告（２） 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、報告を受け、承認した。

（ 1 4 : 2 3 ）